



第3章 施策の柱と具体的取組み



1. 施策の柱

第2次計画の検証と課題を踏まえ、第3次計画の基本目標である「みんなが生き生きと『関わり』を持って動く地域づくり」を目指し、次の3つの項目を施策の柱として第3次計画を推進していきます。

❖ 1. ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成と環境づくり ❖

地域福祉の推進のためには、年齢、性別、障がいの有無や国籍などに関わらず、地域に居住するすべての人が、地域社会の一員として福祉についての関心を持つとともに、あらゆる分野の活動に参加する、「ともに生きる社会づくり」が求められています。

また、年齢、性別、能力、国籍など人々が持つ様々な特性や違いを超えて、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるユニバーサルデザインの考え方は、「ともに生きる社会づくり」の土台とも言えます。

第3次計画では、次の3項目を施策の方向性として重点的に取り組んでいきます。

【施策の方向性】

- (1) 福祉意識の啓発
- (2) 人材育成への支援
- (3) ユニバーサルデザインの推進

❖ 2. 幅広い市民参加とネットワークによる支え合いのある地域づくり ❖

「みんなが生き生きと『関わり』を持って動く地域づくり」のためには、福祉について関心を持ってもらうことからさらに一歩進めて、地域福祉活動に実際に参加する人を増やすことで、地域福祉の裾野を広げ、地域の「福祉力」を高めていくことが重要です。そのためには、住民相互の顔が見える関係づくりが求められるとともに、ネットワークや組織による継続的な活動が地域で広がっていくことが必要となります。

また、その際には、支援される立場の人も、支援を受けるだけでなく、時には支援する立場に立つという双方向性の関係を大切にすることで、支え合いのある地域づくりを目指します。

第3次計画では、次の5項目を施策の方向性として重点的に取り組んでいきます。

【施策の方向性】

- (1) 地域福祉活動への参加の促進
- (2) 地区社会福祉協議会の活動支援
- (3) 情報・活動拠点の整備
- (4) 地域における連携と協働
- (5) 要援護者の支援

❖ 3. 必要なサービスを必要な人に的確に提供できる仕組みづくり ❖

障がいがあっても、要介護状態になっても、できる限り住みなれた地域でその人らしい暮らしができるよう基盤を整備するということが、近年の福祉施策の基本的な方向となっています。必要な人に必要なサービスを提供するためには、相談体制の充実を図り、情報不足や社会的孤立など様々な事情で必要な支援に結びついていない人を適切な福祉サービスへつなげていく仕組みづくりも重要です。また、専門分野ごとに分かれた福祉サービスでは対応に限界があることから、行政においても横断的な課題解決の体制を構築し、制度の狭間にあって支援の届かない人への対応に関係機関が連携して取り組む必要があります。

一方で、核家族化や単身世帯の増加など家族機能の低下や住民同士の結びつきの希薄化により、行政による福祉サービスでは補えない、生活支援を含めた多様なニーズが生まれています。これらの多様なニーズに対して、地域における住民同士の助け合いの再構築や、NPO法人、ボランティア団体など様々な主体によるサービスの提供を進めることで、支援を必要とする人の地域生活を支えることが求められています。

第3次計画では、次の4項目を施策の方向性として重点的に取り組んでいきます。

【施策の方向性】

- (1) 相談体制の充実
- (2) 横断的な課題解決体制の構築
- (3) 福祉サービス提供者の育成・支援
- (4) 利用者主体の福祉サービスの実現



2. とともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成と環境づくり

❖ (1) 福祉意識の啓発 ❖

< 現状と課題 >

- ・障がいのある人や介護が必要な人もできる限り住みなれた地域でその人らしい暮らしを実現させていくという近年の福祉施策の流れのなかで、年齢、性別、障がいの有無や国籍などの違いを超えて、同じ地域で生活する人同士の相互理解がますます重要になっています。
- ・核家族化の進展、地域住民同士の結びつきの希薄化が進むなかで、社会的な孤立が生まれ、孤立死や虐待につながってしまうことがあります。向こう三軒両隣といった地域でのつながりや助け合いの大切さが指摘される一方で、人の移動が多い地域ではこのような関係づくりが難しい面もあります。地域でのつながりや助け合いを再構築するには、地域住民自身が地域の課題を発見し解決していこうという意識を持つことが必要です。
- ・障がいのある人のことが地域で把握できないという意見があります。障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員として地域で暮らしていくためには、同じ地域で生活する人同士の相互理解が必要です。障がいに対する正しい理解を深め、障がいのある人に対する誤解や先入観をなくしていくことが重要です。市民アンケート調査では、障がいのある人に対する理解をより深めるために特に必要なこととして、50%の人が「学校教育での障がい者理解のための教育の推進」を選んでおり、引き続き学校教育における福祉教育、福祉体験学習の充実が必要です。

< 基本施策 >

① 地域福祉を進めるための意識啓発・理解促進

できるだけ多くの人々が福祉に関心を持ち、お互いを思いやり、理解することで誰もが同じ地域の住民としてともに生きる社会の土壌をつくります。講座や講演会、研修などを通し、障がいのある人や外国人市民への理解を深め、人権についての意識を高めることができるよう、引き続き福祉意識の啓発に努めていきます。また、男性や若い世代が地域活動に参加するためのゆとりを持てるよう男女共同参画やワーク・ライフ・バランス^{※1}の視点に立った意識啓発を行います。

さらに、住民懇談会やワークショップなど住民が地域の課題に気づき主体的に解決に向け話し合うような機会づくりを通し、地域福祉の理念を広め、ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成を図ります。

② 小さな頃からの福祉教育・福祉体験学習の充実

学校における福祉教育や福祉体験学習を充実したり、地域福祉活動に子どもたちの参加機会をつくったりすることで、福祉についての意識が自然と身につく環境をつくり、福祉意識を醸成していきます。

※1 ワーク・ライフ・バランス：誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう社会全体で仕事と生活の双方の調和を図ること。

< 主な取組み・事業 >

| 基本施策 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 (実施主体) |
|-----------------------|--|--|--------------------|
| ①地域福祉を進めるための意識啓発・理解促進 | 多文化共生 ^{※2} センター運営事業 | 外国人住民をとりまく幅広い問題について専門知識等を習得した人材を育成するため、多文化共生センターにおいて、ソーシャルワーク研修を実施します。 | 国際課 |
| | こらぼ講座の開催 | 学習会に市民講師を派遣し、男女共同参画についての意識啓発を図ります。 | ユニバーサル社会・男女共同参画推進課 |
| | パートナーシップ委託事業 | 市民団体に男女共同参画意識づくりのための事業を委託し、男女共同参画意識を高めます。 | ユニバーサル社会・男女共同参画推進課 |
| | 地域福祉をはぐくむ運動ポスターコンクール | 身近な地域における福祉活動をテーマにポスター制作に取り組むことで小中学生が地域福祉について考える機会とします。また、特選作品をポスター化して地域で掲示してもらうことで、市民意識の啓発につなげ、地域を担う人材育成を図ります。 | 福祉総務課 |
| | 人権啓発イベント | 人権啓発活動として、市民、特に小学生以下の子どもが人権ということ意識することなく気軽に参加できるイベントを開催します。 | 人権啓発センター |
| | 人権フェスティバル | 12月4日から10日までの「人権週間」における啓発活動の一環として、講演会・トークショーなどを開催します。また、小中学生の人権書道・ポスター・作文コンテストを実施し、表彰・展示・朗読を行い、作品を掲載したカレンダーを作成するなど各種事業を実施し、人権尊重の重要性をアピールします。 | 人権啓発センター |
| | 人権教育・啓発用「絵本」の作製 | 幼児及び小学校低学年児童とその保護者並びに、一般市民の人権への正しい理解と認識を深め、分かりやすく記憶に残る絵本作製します。 | 人権啓発センター |
| | 人権いきいき市民講座 | 年度毎の共通テーマに基づいた講座を年3回開催し、人権意識の向上や人権教育・啓発を推進する人材の育成を図ります。 | 人権啓発センター |
| | 手話体験講座 | 手話を身近に感じ、聴覚に障がいのある人への理解や手話への周知を図ります。 | 障害保健福祉課 |
| | 障害福祉体験講座 | 車イスやアイマスクなどを用いた擬似体験を通じて、身体に障がいのある人への理解を深め、福祉に関わる人権や福祉意識の啓発を図ります。 | 障害保健福祉課 |
| 障害福祉推進講座 | 障がいのある人の自立や社会参加を促進するため、障害福祉の現状や制度の理解を深め、福祉に関わる人権や福祉意識の啓発を図ります。 | 障害保健福祉課 | |

※2 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

第3章

施策の柱と具体的取組み

| 基本施策 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 (実施主体) |
|------------------------|-------------------|---|---------------------|
| ①地域福祉を進めるための意識啓発・理解促進 | 障害者週間キャンペーン | 障害者週間（12月3～9日）に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がいのある人による作品展の開催、市内障がい者団体等と連携して啓発イベント等を開催し、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。 | 障害保健福祉課 |
| | 心の輪を広げる障害者理解促進事業 | 障がいのある人に対する理解の促進を図るため、国と共催により「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募します。 | 障害保健福祉課 |
| | 認知症サポーター養成講座 | 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域全体で見守り支援するために、講師（キャラバン・メイト）を派遣し、「認知症サポーター」を養成します。 | 高齢者福祉課 |
| | 住民懇談会・ワークショップ等の開催 | 住民懇談会やワークショップ等を開催し、地域の課題を地域で解決するという意識づくりを進めます。 | 福祉総務課 (市社協・地区社協) |
| ②小さな頃からの福祉教育・福祉体験学習の充実 | 福祉体験学習の充実・拡大 | 学校における福祉体験学習の充実・拡大を支援します。 | 教委指導課 |
| | | 福祉に関する出前講座を、小・中・高校で開催し、小さな頃からの福祉教育・福祉体験学習の充実を図ります。 | 福祉総務課 (市社協) |

❖ (2) 人材育成への支援

< 現状と課題 >

- ・市民アンケート調査では、ボランティア活動について、「条件さえ整えば参加したい」と回答した人が55.7%に対し、実際に参加している人は7.8%でした。この傾向は10年前と大きく変化していません。
- ・ボランティア活動への参加意向はあっても、実際の参加には結びついていない状況に対し、気軽に参加できるような仕組みづくりが課題となっています。
- ・支援を必要とする人の地域生活を支えるためには、今後もボランティア団体やNPO法人など多様な主体によるサービスの提供が求められます。

< 基本施策 >

① ボランティア養成講座の開催

ボランティア活動参加へのきっかけとして、ボランティア養成講座を開催し、実際のボランティア活動へとつなげられるよう講座終了後のフォローアップを丁寧に行います。また、ボランティア活動に携わっている人に向けても、さらに専門的な知識や技術を習得する場となるような講座メニューを提供していきます。

② ボランティア活動の育成・支援

ボランティア活動に参加することで、生きがいを得たり、人生が豊かになったりするといった、ボランティア活動のよさを伝え、発信していくことが、活動の活性化につながります。実際にボランティア活動に携わる人の声を伝えるような機会をつくるとともに、ボランティア団体やNPO法人の情報を提供し、ボランティア活動に関心のある人が参加しやすい環境をつくります。また、(福)浜松市社会福祉協議会の運営するボランティアセンターで、情報マッチング^{※1}やコーディネートを行い、ボランティア団体の活動を支援していきます。

■ 浜松市ボランティアセンター



場 所：浜松市福祉交流センター 1階
(ボランティアビューロー内)

受付時間：月曜日～金曜日
(8:30～17:00)

連絡先：457-7011

※1 情報マッチング：異なる情報を結びつけること。例えば、ボランティアで提供できる業務と、ボランティアを受けたい側の内容や情報を結びつけることなどがある。

< 主な取組み・事業 >

| 基本施策 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 (実施主体) |
|-----------------|------------------|---|----------------|
| ①ボランティア養成講座の開催 | 手話奉仕員、要約筆記者養成事業 | 聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、手話通訳者や要約筆記者の人材育成を行います。 | 障害保健福祉課 |
| | ボランティアセンター事業 | 各種の講座、研修会を開催し、ボランティアを養成します。 | 福祉総務課 (市社協) |
| ②ボランティア活動の育成・支援 | NPO法人情報の発信事業 | NPO法人に関する情報を提供することで、市民活動等に参加・参入しやすい環境の整備を図ります。 | 市民協働・地域政策課 |
| | 浜松地域人づくり大学 | 浜松市が実施する各種講座のうち、地域での活動に役立つ知識や技術を身につけることができる講座を紹介し、受講した市民が地域で活躍することを目的とした事業です。 | 市民協働・地域政策課 |
| | ボランティア団体活動促進事業 | 市及び市社協が実施しているボランティア団体への支援事業を再構築し、総合的な活動支援策を実施します。 | 福祉総務課 (市社協) |
| | ボランティアセンター事業（再掲） | ボランティアセンターの運営により、ボランティアの育成を行うとともに、情報マッチング・コーディネート機能を強化し、ボランティア活動をしやすい環境整備を行います。 | 福祉総務課 (市社協) |
| | 地域介護予防活動支援事業 | 地域における健康づくりの実践者を育成し、地域の結びつきの中で活動できるよう支援します。 | 健康増進課 |

❖ (3) ユニバーサルデザインの推進 ❖

< 現状と課題 >

- ・障がいのある人や高齢者も含めすべての人が安心して外出できる歩道や施設の整備への要望が多く出ています。
- ・人々が持つ多様な特性やお互いの違いを理解し認め合うことで、支え合い助け合う社会となるように思いやりの心を育てることが必要です。

< 基本施策 >

① 生活環境のユニバーサルデザイン化

誰もが暮らしやすいまちづくりのため、ユニバーサルデザインの視点から、施設・道路整備を進めていきます。

② 心のユニバーサルデザイン（思いやりの心）の浸透

年齢、性別、能力、国籍など人々が持つ様々な特性や違いを超えて、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるユニバーサルデザインの考え方を浸透させることで、誰もが同じ地域の住民としてともに生きる社会の土壌をつくります。

< 主な取組み・事業 >

| 基本施策 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 (実施主体) |
|--------------------------|---|--|--------------------|
| ①生活環境のユニバーサルデザイン化 | 民間事業者の開発行為におけるUD指導 | 民間事業者の整備計画をUDに配慮したものに誘導するため、土地利用事業の事前協議や土地利用対策庁内幹事会において、UDへの配慮について指導を行います。 | ユニバーサル社会・男女共同参画推進課 |
| | 道路施設UD化の推進 | 子どもや高齢者など交通弱者が、安全に安心して通行できる交通環境の改善を図ります。 | 道路課 |
| ②心のユニバーサルデザイン（思いやりの心）の浸透 | 広報はままつ外国語版の発行 | 広報はままつ定期号から外国人市民に必要なと思われる情報を選定し、ポルトガル語、英語に翻訳して希望する市民（自治会経由）、企業などに配布します。 | 広聴広報課 |
| | 広報はままつ点字版の発行 | 広報はままつ定期号を点訳し、希望する市民に郵送します。 | 広聴広報課 |
| | ホームページの外国語翻訳機能 | 浜松市ホームページの言語を英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語へ翻訳する機能を提供します。 | 広聴広報課 |
| | ポルトガル語スポットCM | 市政の重点施策や市の行事、お知らせなどを毎週日曜日、午後6～7時に放送している浜松FM放送（FM Haro!）の番組内で放送します。 | 広聴広報課 |
| | UD出前講座 | 誰もが暮らしやすいまちをつくるUDの考え方を広めるため、依頼に応じて職員が出前講座を実施します。 | ユニバーサル社会・男女共同参画推進課 |
| UDスキルアップセミナー | 地域や職場、家庭においてUD推進の活動の場を広げてもらうため、UD市民リーダーやUDサポーターなどを対象に、UDに関する新しい知識や情報を提供します。 | ユニバーサル社会・男女共同参画推進課 | |

UD: ユニバーサルデザイン

3. 幅広い市民参加とネットワークによる支え合いのある地域づくり

❖ (1) 地域福祉活動への参加の促進 ❖

< 現状と課題 >

- ・共働き世帯が増え、働き盛りの若い世代は地域の活動に参加する余裕がないという現状があります。住民懇談会や意見交換会では、地域福祉の担い手が不足しているという意見が多く出されました。
- ・定年退職をしたばかりの元気な世代に地域の活動へもっと参加してほしいという願いがあります。退職後の世代や高齢者のパワーを地域福祉活動へ積極的に活用するという視点が必要です。そのためには、地区社会福祉協議会やボランティア団体、NPO法人などにおいて受け皿となる活動を整えていくことや、地域の人材をこれらの活動へ橋渡ししていく仕組みづくりが課題です。
- ・市内には社会貢献（CSR^{*1}）活動に取り組む企業が多くありますが、地域福祉の分野での活動は少ない状況です。地域福祉の担い手の一つとして企業にも活動参加への働きかけを行い、地域福祉活動の裾野を広げていくことが必要です。

< 基本施策 >

① 地域の人材の活用

地域のボランティア活動の情報・活動拠点として公共施設等に設置している地域ボランティアコーナーにおいて、地域で活動する団体や人材の情報を収集し、地域の住民にわかりやすく提供することで、地域の人材の活用につなげていきます。

② 定年退職後の生きがいづくり

定年退職後の生きがいの一つとして、身近な地域での福祉活動に関心を持ってもらえるよう、気軽に活動を体験できる機会をつくります。また、生きがいづくり教室等を充実し、退職者世代、高齢者の社会参加への意識を高めていきます。

③ 企業への働きかけ

活動事例の紹介やセミナーの開催などにより、企業に向けて社会貢献（CSR）活動の一環として地域福祉活動への参加を呼びかけていきます。また、地域福祉活動に取り組みたい企業に対し、情報提供や相談、具体的な事業の提案などを行う窓口を設置し、企業の地域福祉活動への参加を支援します。

※1 CSR: Corporate Social Responsibility (コーポレートソーシャルレスポンシビリティ) の略称で、一般的には「企業の社会的責任」と訳されている。法令遵守や利益貢献、情報開示、地域に対する社会貢献活動、環境への取り組みなど、一般に企業が社会に対して果たすべき責任全般を意味する。詳しくは50ページを参照。

< 主な取組み・事業 >

| 基本施策 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 (実施主体) |
|----------------|--------------------------------|---|----------------|
| ①地域の人材の活用 | 地域ボランティアコーナーの機能強化 | 地域でどのような団体が活動しているのか情報を分かりやすく提供します。 | 福祉総務課 |
| ②定年退職後の生きがいづくり | 生きがいづくり教室の充実 | 地域ニーズとともに現代的課題について学習をし、高齢者が地域や社会の様々な活動に参加する意識を高め、生きがいを感じられる仕組みづくりを推進します。 | 生涯学習課 |
| | シニアクラブ支援事業 | 高齢者の自主的な地域組織であるシニアクラブ(老人クラブ)の活動を支援することで、地域福祉の推進と高齢者自身の介護予防と相互の生活支援・生きがいづくりを図ります。 | 高齢者福祉課 |
| | ささえあいポイント事業 | 介護施設や在宅高齢者世帯等でのボランティア活動に換金可能なポイントを付与することで、地域でのボランティア活動を奨励し、活性化を図ります。 | 介護保険課 |
| | 世代間交流事業 | 児童の、高齢者等への思いやりや、いたわりの心をはぐくむとともに、高齢者等には児童とのふれあいを楽しんでもらうため、市立保育所に通う児童と高齢者等が交流する事業を行います。 | 保育課 |
| ③企業への働きかけ | 地域福祉型社会貢献(CSR)活動の推進 | 企業における社会貢献活動として福祉の分野における活動を広げるため、地域福祉型社会貢献(CSR)活動の理念や活動事例を企業に周知します。 | 福祉総務課 |
| | 地域福祉型社会貢献(CSR)活動を始めるための相談窓口の設置 | 地域福祉型社会貢献(CSR)活動を始めるにあたっての具体的な事業アイデアやマッチングについて、相談を受ける窓口を設置し、企業の取組みを支援します。 | 福祉総務課 (市社協) |

❖ (2) 地区社会福祉協議会の活動支援 ❖

< 現状と課題 >

- ・サロン活動や家事支援サービス、子育て支援など地域での助け合いや交流活動に積極的に取り組む地区社会福祉協議会がある一方で、活動が役員を始めとする一部の人から広がらず活動の担い手不足に悩む地区もあります。
- ・福祉委員や自治会組織、シニアクラブ（老人クラブ）など既存の組織との役割分担を明確化し、相互に連携できる体制づくりが課題です。
- ・市民アンケート調査では、地区社会福祉協議会について知らない人が 49.1%という結果であり、地域住民にその活動が浸透していない状況がうかがえます。

< 基本施策 >

① 事業内容の充実に向けた運営支援

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）^{※1}を配置し、地区社会福祉協議会のアドバイザー役として地域の実情に合わせた活動支援を行います。

② 活動経費の安定確保

地区社会福祉協議会への補助金のあり方を検討し、活動内容、成果、住民の参加状況などに比例した補助金制度へ見直しを行います。また、寄附金の受け皿や賛助会費納付への呼びかけなど自主財源確保に向けた仕組みづくりを検討します。

< 主な取組み・事業 >

| 基本施策 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 (実施主体) |
|--------------------------|-------------------------------|--|----------------|
| ①事業内容の 充実に向けた 運営支援 | コミュニティソーシャルワーカー (CSW) 配置事業 | コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、地域の実情にあわせて、住民の地区社協への参加促進を図り、地区社協の活動支援を行います。 | 福祉総務課 (市社協) |
| | 地区社協を対象にした 研修会の開催 | 地区社協の運営支援のための研修会を開催し、活動を支援します。 | 福祉総務課 (市社協) |
| | 地区社協区連絡会の開催 | 地区社協の区連絡会を開催し、先進的な事業事例や課題への対応等を共有し、活動推進の参考としていきます。 | 福祉総務課 (市社協) |
| ②活動経費の 安定確保 | 地区社協活動費補助金 | 活動内容、成果、住民の参加状況などに比例した補助金制度へ見直しを行います。 | 福祉総務課 (市社協) |
| | 自主財源確保に向けた 取組みの促進 | 自主財源確保の成功事例の収集に努めるとともに、はままつ基金の活用など寄附を受けやすい環境づくりを進めます。 | 福祉総務課 (市社協) |

※1 コミュニティソーシャルワーカー：住民の地域福祉活動等を支援するための専門的な福祉コーディネーターのこと。詳しくは 43 ページを参照。

❖ (3) 情報・活動拠点の整備 ❖

< 現状と課題 >

- 地域ボランティアコーナーが設置されていない地区が22地区あります。また、設置されていても、地域住民に十分に周知されていない状況があります。
- 子どもを遊ばせながら保護者同士が情報交換できるような憩いの場や、高齢者が気軽に行ける身近な集いの場所、障がいのある人が情報交換や交流ができるような場所が欲しいという意見がありました。身近な地域にこのような居場所や交流の場があることで、社会的孤立を防ぎ地域とのつながりを保つことができます。一方で、このような場づくりを行う団体が、場所の確保に苦労しているという状況があります。

< 基本施策 >

① 地域ボランティア情報の拠点整備

地域ボランティア情報の拠点として、市内全地域にボランティアコーナーを整備していきます。

② 居場所（憩いの場）や交流の場づくり

誰でも自由に訪れ、時間を過ごすなかで、人との交流が持てたり、ちょっとした助け合いが生まれたりするような居場所や交流の場づくりを支援していきます。

■ 地域ボランティアコーナー



地域住民が運営の主体となり、地域で活動している福祉をはじめ、生涯学習、環境、国際交流、災害、子どもたちの健全育成など、あらゆるボランティアグループの連携強化と、地域住民による地域福祉活動の円滑な推進を図ることを目的として、協働センターなどに開設されています。

< 主な取組み・事業 >

| 基本施策 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 (実施主体) |
|--------------------|----------------------|---|----------------|
| ①地域ボランティア情報の拠点整備 | 地域ボランティアコーナー設置事業 | 地域にある公共施設を活用した地域ボランティアコーナーの設置について支援します。 | 福祉総務課 |
| | 地域ボランティアコーナー運営事業 | 地区社協を中心とした地域の福祉関係者に依頼し、地域ボランティアコーナーを運営します。 | 福祉総務課 |
| ②居場所(憩いの場)や交流の場づくり | 居場所づくりを行うグループへの支援 | 公共施設だけでなく、自治会集会所の活用や、民間施設の間借りなど、様々な形で居場所づくりを行うグループの活動経費を一部助成します。 | 福祉総務課 (市社協) |
| | 浜松市放課後子どもたちの居場所づくり事業 | 地域において自発的・主体的に安全・安心な子どもの居場所を提供する活動を支援し、子どもたちを地域社会の中で心豊かに健やかに過ごすことができます。 | 次世代育成課 |
| | 浜松こども館運営事業 | 子どもや子育て世帯のためのイベントを実施するとともに、市民ボランティアや地域住民の協力を得て運営を行うことで、様々な世代が子どもや子育てに関わることのできる環境をつくります。 | 次世代育成課 |
| | 青少年の家運営事業 | 青少年の健全な育成を図るため、自然体験活動や青少年指導者の養成など様々な事業を実施することで、多様な人々との交流活動の場を提供します。 | 次世代育成課 |
| | 高齢者居場所づくり支援事業 | 地域の高齢者が集い、利用する公会堂、自治会館等の集会室、トイレ、洗面所、台所、出入口などを高齢者に適するよう改修するために要する経費を助成します。 | 高齢者福祉課 |
| | 子育て支援ひろば事業 | 市内の子育て支援拠点において、子どもの健やかな育ちを支援するために、子育て親子の交流の場としてひろばを開催し、子育てに関する相談や情報提供、講習を実施します。 | 子育て支援課 |
| | なかよし館・児童館運営事業 | 児童の健全な育成を図るため、情操を豊かにする健全な遊びを実施することで、子育て中の親子・児童を中心とした、地域交流の場を提供します。 | 子育て支援課 |

❖ (4) 地域における連携と協働 ❖

< 現状と課題 >

- ・引っ越してきた人やマンションやアパートなどの集合住宅に住んでいる人は、昔からのつながりがなく住民同士の交流が少ない傾向があります。そこで、住民懇談会を、役員だけでなく一般の人にも広く参加を呼びかけて地域を考える機会とすることや、一度だけの開催ではなく定期的に開催し課題の解決に向けた具体的な取組みについても話し合いができる場とすることが重要です。
- ・子育て支援、高齢者支援、障がい者支援など地域には様々な活動団体があり、ネットワークができ始めています。一方で、これらの団体間やネットワーク間の連携が十分に取れていない状況があります。
- ・個別支援については、地域住民やボランティア団体等では関わるのが困難なケースもあります。公民の役割分担を明確にし、協働して必要な支援を行っていく体制づくりが課題となっています。

< 基本施策 >

① 地域住民の交流による相互理解

地域住民の交流を図ることで、身近な地域での支え合い、助け合いをはぐくむ土壌をつくります。

② 生活課題の早期発見・相互扶助の実現

生活課題の発見から解決につなげる地域での仕組みづくりを支援します。また、「はままつあんしんネットワーク」づくりを進め、地域での見守りと相互扶助の仕組みについて、地域住民の中で共通の理解を持ってもらい、住民の参加を促していきます。

③ 地域の活動団体によるネットワークづくり

高齢者、障がいのある人、外国人、児童（子育て世帯）など、支援を必要とする人を支えるための地域でのネットワークづくりを進めていきます。また、これらの分野別のネットワークを地域の中で有機的に結びつけ動かしていくため、ネットワーク間の連携や行政との協働を進めていきます。

④ 多様な主体による連携と協働の推進

福祉課題の解決に向け、公民問わず関係する機関や団体等が協議する場を設けることで、多様な主体との連携及び協働を進めていきます。

< 主な取組み・事業 >

| 基本施策 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 (実施主体) |
|----------------------|------------------------------|--|-----------------|
| ①地域住民の交流による相互理解 | | 地域住民が広く参加できる行事を開催し、住民相互の交流を図ります。 | (自治会、地区社協等) |
| ②生活課題の早期発見・相互扶助の実現 | はままつあんしんネットワークづくりの推進 | ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、社会的孤立により日常生活に不安を抱える高齢者が増加していることから、市民の支え合いの心で見守り支援する仕組み「はままつあんしんネットワーク」づくりを推進します。 | 高齢者福祉課 |
| | 住民懇談会・ワークショップ等の開催(再掲) | 住民懇談会やワークショップ等を開催し、地域福祉関係者と連携して生活課題の早期発見、解決ができる仕組みづくりを支援します。 | 福祉総務課(市社協・地区社協) |
| ③地域の活動団体によるネットワークづくり | 浜松市市民協働センター運営事業 | 市民協働を推進するための拠点として、多様な主体の連携の促進や活動の支援を行います。 | 市民協働・地域政策課 |
| | 地区社協活動費補助(再掲) | 地区社協の設立と育成を支援し、地区社協と地域の活動団体との連携を進めます。 | 福祉総務課(市社協) |
| ④多様な主体による連携と協働の推進 | 多文化共生センター運営事業(再掲) | 多文化共生社会の実現を目指し、多文化共生センターにおいて、地域での外国人住民と日本人住民との共生について、自治会をはじめ、外国人支援団体などと連携し、ネットワークを構築しています。 | 国際課 |
| | 地域における消費者教育の推進 | 消費者教育の推進に関する法律に基づき、地域で高齢者や障がいのある人を支援する福祉関係者に対する研修、情報提供を行なうことにより、多様な主体の連携による消費生活の安定と向上を図ります。 | 市民生活課 |
| | コミュニティソーシャルワーカー(CSW)配置事業(再掲) | コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、各地域において福祉活動を行う団体間をつなぎ、行政、民間事業者、市民活動団体、住民組織等の連携及び協働を進めます。 | 福祉総務課(市社協) |
| | 地域ケア会議 | 地域包括支援センター、区役所が主体となって多職種協働ネットワークを構築し、地域の課題を発見し、対応するために会議を開催します。 | 高齢者福祉課 |
| | 協議会(浜松市障害者自立支援連絡会)の運営 | 障害者相談支援事業所を中心とした浜松市障害者自立支援連絡会において、関係機関の連携のもと障がいのある人とその家族の支援の輪を構築します。 | 障害保健福祉課 |
| | 子育て情報センター管理運営事業 | 子育て情報ホームページ、携帯サイトの運営、ファミリー・サポート・センター事業の運営、育児サークル活動支援事業等、市民との協働により、安心して子育てができるまちの実現を図るために設置した施設の運営を指定管理で行います。 | 子育て支援課 |

❖ (5) 要援護者^{※1}の支援

< 現状と課題 >

- ・ 個人情報の取扱いについて苦慮する自治会が多く、災害時要援護者^{※2}情報を地域でどのように共有するのかが課題となっています。
- ・ 災害時要援護者の避難をどのように支援するのか、明確なビジョンがなく不安に思う人が多い状況です。
- ・ 要介護者や障がいのある人の中には、バスなどの公共交通機関を使っての外出が困難な人もおり、これらの移動制約者に対する外出支援が課題となっています。

< 基本施策 >

① 災害時に備えた要援護者の把握と地域での情報共有

災害時要援護者避難支援計画に基づき、引き続き要援護者リストを作成し、災害時に備えた要援護者の把握を行っていきます。また、把握した要援護者の情報について、地域でどのように共有していくのか、地域での情報共有のあり方や避難支援に関する指針を示していきます。

② 災害時に備えた避難協力体制の構築

災害時要援護者避難支援計画に基づき、個人台帳を作成するとともに、地域の協力を得ながら、災害時に備えた要援護者の避難協力体制の整備を図ります。また、介護サービス事業者等の協力を得て、在宅要介護者の災害時の安否確認の体制づくりを進めます。

③ 要援護者の外出支援

要介護者や障がいのある人など公共交通機関では移動が制約される人の日常生活における移動手段を確保するため、福祉有償運送事業を通して、NPO法人や社会福祉法人等による移送サービスの体制づくりを支援します。

※1 要援護者：高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等、日常生活の中で支援を要する人々。必要とする支援は、障がいの程度や状況により異なる。

※2 災害時要援護者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々。

< 主な取組み・事業 >

| 基本施策 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 (実施主体) |
|--------------------------|------------------------|--|--|
| ①災害時に備えた要援護者の把握と地域での情報共有 | 災害時要援護者情報の共有におけるルールづくり | 災害時に対応するため、情報共有化のルールづくりを行い、市民に周知していきます。 | 危機管理課・ 福祉総務課・ 障害保健福祉課・ 高齢者福祉課・ 介護保険課 |
| | 要援護者リストの作成 | 災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害時要援護者リストを作成することで、緊急時に備えます。 | 危機管理課・ 福祉総務課・ 障害保健福祉課・ 高齢者福祉課・ 介護保険課 |
| ②災害時に備えた避難協力体制の構築 | 個人台帳の整備 | 避難支援のための個人台帳を作成することで、緊急時に備えます。 | 危機管理課・ 福祉総務課・ 障害保健福祉課・ 高齢者福祉課・ 介護保険課 |
| | 災害時に備えた在宅要介護者の安全確保 | 介護サービス事業者等を在宅要介護者安否確認事業者に指定し、災害時に在宅介護サービスを利用する要介護（支援）認定者の安否確認や安全確保が適切に行える体制づくりを行います。 | 介護保険課 |
| ③要援護者の外出支援 | 福祉有償運送運営協議会の開催 | 地域での移動手段の確保のため、地域のNPO法人やボランティア団体などの活動により、NPO法人等が主体となる移送サービスの体制づくりを支援します。 | 福祉総務課 |

4. 必要なサービスを必要な人に的確に提供できる仕組みづくり

❖ (1) 相談体制の充実 ❖

< 現状と課題 >

- 行政の相談窓口は専門分野ごとに分かれていることから、どこに相談したらよいか分からないと感じる人が多い状況です。身近な地域で気軽に相談できる窓口を整備していくことが求められています。
- 地域における相談先の一つとして民生委員・児童委員^{※1}が活動していますが、地域住民に十分に周知されていない状況にあります。

< 基本施策 >

① 地域における福祉相談窓口の整備

地域の身近な場所に福祉相談窓口を確保するとともに、一定の圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、これらの相談窓口や地域での見守り活動と連携を図りながら、支援を必要とする人を福祉サービスへとつなげる仕組みをつくります。

② 民生委員・児童委員の活動支援

行政の相談窓口が専門分野ごとに分かれているのに対し、民生委員・児童委員は当事者の視点にたった対応が可能であり、地域福祉の重要な担い手です。引き続き民生委員活動のPRに努めるとともに、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、児童相談所などの専門的な相談窓口との連携を進めていきます。

③ 生活困窮者に対する相談支援体制の充実

平成27年度から、生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の支援を行うこととなります。

市では新制度の施行に先立ち、平成26年度からモデル事業を実施し、関係機関との連携により、生活困窮者に対する総合的な相談支援体制を構築し、相談者が生活困窮から抜け出し、自立した生活を送ることができるようきめ細かな支援を行います。

■ 民生委員・児童委員の活動



第2回浜松市民生委員児童委員大会



「児童虐待防止推進月間」街頭啓発

※1 民生委員・児童委員：社会奉仕の精神を持ち住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う人で、都道府県知事・政令指定都市市長等の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は「児童福祉法」により、児童委員も兼任する。

< 主な取組み・事業 >

| 基本施策 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 (実施主体) |
|-----------------------------|-------------------------------------|--|----------------|
| ①地域における 福祉相談窓口 の整備 | 地域ボランティアコーナー の機能強化（再掲） | 生活圏域における地域福祉活動拠点に、相談窓口の整備を検討します。市社協の福祉なんでも相談との連携を図り、身近な地域に福祉相談窓口を整備します。 | 福祉総務課 (市社協) |
| | 地域包括支援センター の拡充 | 高齢者人口1万人以上を担当する地域包括支援センターの担当区域を見直し、平成24年度から26年度の3年間で5箇所の増設を図ります（平成26年度1箇所）。 | 高齢者福祉課 |
| | コミュニティソーシャル ワーカー（CSW）の配置 （再掲） | コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、制度の狭間にあつて必要な支援を受けていない人の課題に取り組みます。また、相談窓口や地域での見守りと連携を図りながら、支援を必要とする人を必要な支援につなげていきます。 | 福祉総務課 (市社協) |
| | 地域包括支援センター による総合相談 | 高齢者やその家族の総合相談窓口として、様々な悩み事や問題の解決にあたり、関係機関などとの連携を図る中で、必要な支援につなげていきます。 | 高齢者福祉課 |
| | 障害者相談支援事業所 による総合相談 | 障がいのある人やその家族等からの様々な相談に応じ、情報提供、助言その他のサービスの利用等の支援や、関係機関との連絡調整等を行います。 | 障害保健福祉課 |
| | 基幹相談支援センター の設置 | 地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業等の業務を総合的に行う基幹相談支援センターを設置します。 | 障害保健福祉課 |
| | 障害者相談員の配置 | 当事者の立場で相談に応じるため、障がいのある人やその家族の中から浜松市が委託する障害者相談員を配置します。 | 障害保健福祉課 |
| ②民生委員・ 児童委員の活動 支援 | 民生委員・児童委員研修会 の開催 | 活動上の悩みや負担感の解消につながるよう研修会の機会をつくります。 | 福祉総務課 |
| | 民生委員活動の周知 | 行政による広報活動を積極的に実施します。 | 福祉総務課 |
| ③生活困窮者 に対する相談 支援体制の充実 | 生活困窮者支援事業の 実施 | 生活保護の手前の生活困窮者に対する総合的な相談支援体制を構築します。 | 福祉総務課 |

❖ (2) 横断的な課題解決体制の構築 ❖

< 現状と課題 >

- ・ 支援を必要とする人の抱える問題が制度の狭間にあったり、複合的であったりすることで行政における担当課がなく、対応ができないケースがあります。

< 基本施策 >

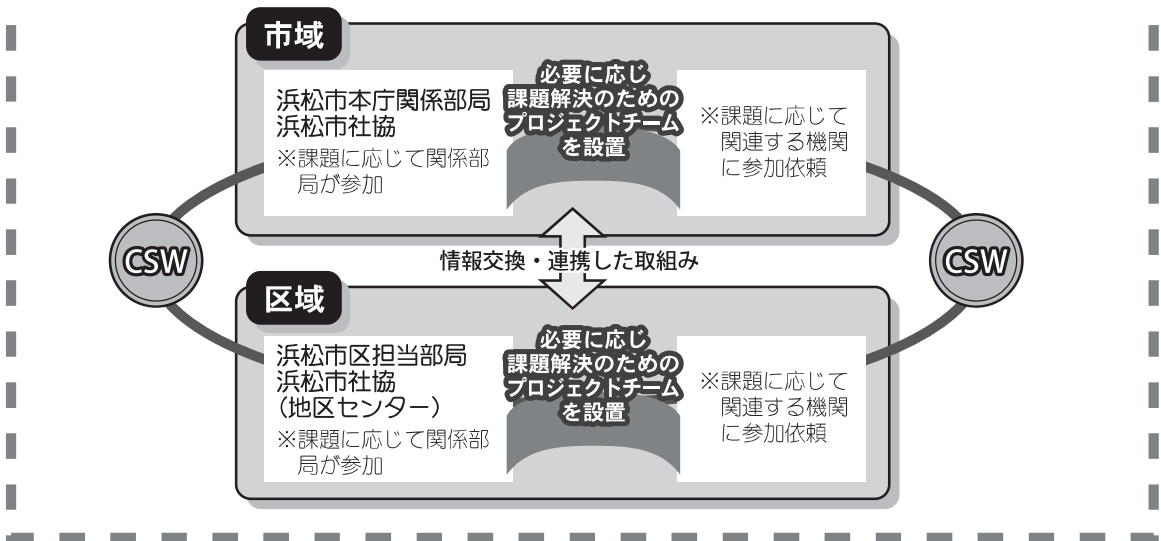
① (仮称) 地域福祉推進連絡調整会議の設置

関係機関が集まり、地域における課題について協議する会議を設置し、横断的な課題解決体制の構築を図ります。

< 主な取組み・事業 >

| 基本施策 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 (実施主体) |
|----------------------|---------------------|--|---------------|
| ①(仮称)地域福祉推進連絡調整会議の設置 | (仮称)地域福祉推進連絡調整会議の設置 | 担当課が集まり、把握した課題の情報交換やその対策を話し合う会議を設置します。 | 福祉総務課 |

(仮称) 地域福祉推進連絡調整会議イメージ図



❖ (3) 福祉サービス提供者の育成・支援

< 現状と課題 >

- ・ 支援を必要とする人が安心して地域で暮らすためには、公的な福祉サービスだけでは限界があります。
- ・ 今後、地域での見守りや家事支援など生活支援も含めた多様なサービスの提供により、支援を必要とする人の地域生活を支えていくことが求められます。
- ・ 公的な福祉サービスにおいても、そのサービスの質の向上に取り組んでいくことが必要です。

< 基本施策 >

① 生活ニーズに応じたサービス提供主体の育成・支援

支援を必要とする人の段階に応じたサービスが提供されるよう、事業所に限らず様々なサービス提供主体を育成し、その活動を支援していきます。

② 福祉サービスの質向上

福祉サービスの質の向上を目指し、研修の実施や、事業者への指導を行います。また、第三者委員の活用や、外部評価の仕組みを取り入れることなどにより、福祉サービスの質の向上を図ります。

■ 地区社会福祉協議会を対象とした研修会の開催



各区ごとに地区社会福祉協議会を対象とした研修会を開催しています。写真は、サロンボランティア研修会の様子です。

地区社会福祉協議会が行うサロン活動や家事支援サービスなどのように、公的な福祉サービスに加えて生活支援を含めた多様なサービスの展開が、支援を必要とする人の地域生活を支えています。



< 主な取組み・事業 >

| 基本施策 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 (実施主体) |
|--------------------------|----------------------|---|------------------------------------|
| ①生活ニーズに応じたサービス提供主体の育成・支援 | 地区社協を対象にした研修会の開催（再掲） | 地区社協のような地域内福祉関係者が新たなサービスを提供できるよう、市社協と連携して講習会を開催します。 | 福祉総務課 (市社協) |
| ②福祉サービスの質向上 | 第三者委員の活用 | 苦情処理の対策として、第三者委員の周知と活用を指導します。 | 福祉総務課・ 障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課・保育課 |
| | 第三者評価の実施 | サービス提供方法などについて、外部評価などの仕組みを取り入れ、質の向上を図るよう求めます。 | 福祉総務課・ 障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課・保育課 |
| | 障害福祉サービス事業者等に対する実地指導 | 障害福祉サービス事業者への実地指導時に、障がい者虐待防止の取組み、適切なアセスメントの実施など運営上の指導を行います。 | 障害保健福祉課 |
| | 相談支援専門員等を対象にした研修会の開催 | より質の高いケアマネジメントを提供するため、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の相談支援専門員等を対象とした研修会を開催します。 | 障害保健福祉課 |
| | 介護給付等費用適正化事業 | 介護保険制度の周知や良質な事業展開のために介護保険事業者に必要な情報の提供を行います。また、連絡協議会等を設置し、利用者に質の高い適切なサービスの提供が行えるよう環境整備を図ります。 | 介護保険課 |
| | 介護保険事業者に対する実地指導 | 介護保険事業者への実地指導時に、高齢者虐待防止の取組み、適切なアセスメントの実施など運営上の指導を行います。 | 介護保険課 |
| | 認知症介護実践者等養成支援事業 | 介護保険施設等に従事する者を対象として、認知症介護の知識及び技術の修得のための研修を行います。 | 介護保険課 |

❖ (4) 利用者主体の福祉サービスの実現

< 現状と課題 >

- 度重なる福祉制度の改革や、多様なニーズに対応するための新たなサービス展開に伴い、結果として一般の人には制度の内容が分かりにくくなった一面があります。支援が必要となりはじめて制度やサービスについての情報に触れ大きな戸惑いを感じる人、また、サービスを受けることに対して抵抗感を持つ人もいます。
- 現在の福祉制度は、措置制度から契約制度への移行に伴い、支援を必要とする人自身が必要とするサービスを選択し、社会で自立した生活を送ることが基本となっていますが、認知症や障がいなどにより、必要なサービスを選択できない人もいます。高齢化の進展により今後認知症の人の増加が予想されるなか、成年後見制度や日常生活自立支援事業により、判断能力に不安が生じた人が必要な支援を切れ目なく受けられるよう事業を充実していく必要があります。
- 高齢者や障がいのある人など社会的に弱い立場にある人への差別や虐待を防止するための社会的取組みが、十分に認知されていない状況があります。

< 基本施策 >

① サービス利用の拡充

福祉サービスを必要とする人に分かりやすく情報提供することで、サービス利用の拡充を図ります。また、必要とする人が福祉サービスを円滑に切れ目なく受けられるよう、福祉サービス事業者や医療機関と行政や地域内福祉関係者の連携を密にしていきます。

② 権利擁護事業の充実や苦情解決方法の整備

権利擁護事業を充実させ、判断能力に不安を持つ人の財産や権利を守ります。また、高齢者や障がいのある人など社会的に弱い立場にある人への虐待を防止するため、啓発活動を行います。

■ ガイドブックの作製



ガイドブックを作製し、福祉サービスを必要とする人へサービスの概要や手続き方法など情報提供しています。

< 主な取組み・事業 >

| 基本施策 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 (実施主体) |
|------------------------------|-----------------------|---|----------------------------|
| ①サービス 利用の拡充 | はままつくらしのガイド の作製 | 本市の行政情報を掲載し、全世帯へ配布します。各種行政サービスの概要や相談窓口についても紹介しています。 | 広聴広報課 |
| | 障害福祉のしおりの作製 | 障害福祉サービス等を紹介する冊子を作製するとともにホームページに掲載し、様々なサービスと手続について、分かりやすく提供します。 | 障害保健福祉課 |
| | 医療と介護の連携 | 高齢者が病院などを退院する際、介護サービスや保健・福祉サービス等を切れ目なく、円滑に受けられるよう医療機関や介護サービス事業所等が緊密に連携していきます。 | 介護保険課・高齢者福祉課・健康医療課・障害保健福祉課 |
| | 高齢者福祉のしおり作製 | 高齢者福祉施策の概要をまとめた「高齢者福祉のしおり」を作製・発行します。 | 高齢者福祉課 |
| | 介護保険制度の趣旨普及 事業 | パンフレットやインターネットの活用により、市民への介護保険制度の周知、啓発を図ります。 | 介護保険課 |
| ②権利擁護事 業の充実や苦情 解決方法の整備 | 消費生活支援事業 | 悪質な訪問販売などに対する注意喚起、消費生活相談窓口の周知を行い、被害を未然に防ぎます。 | 市民生活課 |
| | 成年後見市長申立制度・ 報酬助成制度 | 成年後見制度利用にあたり、申立人がいない場合に市長が申立人になります。また、資力がない場合に成年後見人等に支払う報酬の助成を行います。 | 福祉総務課・障害保健福祉課・高齢者福祉課 |
| | 日常生活自立支援事業 | 判断能力が不十分な人が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用手続きや、金銭管理などの援助を行います。 | 福祉総務課 (市社協) |
| | 障害者虐待防止対策支援 事業 | 障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見のため、障害者虐待防止連携会の設置やシンポジウム等の啓発活動を行います。 | 障害保健福祉課 |
| | 地域包括支援センター 権利擁護事業 | 高齢者の権利擁護にかかる成年後見制度の活用等に関する相談、虐待防止や消費者被害の防止などの相談、啓発活動を行います。 | 高齢者福祉課 |